

令和 7・8 年度競争入札参加資格審査申請の手引

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 受付日時・有効期間について・・・・・・・・	P 1
3. 審査申請に当たっての留意事項・・・・・・・・	P 2
4. 事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5. 申請手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
6. 審査結果の確認及び資格の認定・・・・・・・・	P 6
7. IC カードの取得及び利用者登録・・・・・・・・	P 7
8. 共同企業体（経常建設共同企業体）の申請方法・・・	P 8
9. 官公需適格組合の申請方法・・・・・・・・	P 9
10. 変更・追加・取消・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
11. 申請後における事故等の届出について・・・・・・・・	P 11
12. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
13. お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12

1 はじめに

名古屋市が行う入札に参加するためには、予め入札参加資格審査申請(審査申請)を行い、認定を受ける必要があります。また、入札参加資格は2年に1度更新を行う必要があります。

令和7・8年度競争入札参加資格については、令和8年7月23日に「競争入札参加者の資格に関する公示」が公表されておりますので、当該公示とこの手引をご参照いただき、「電子調達システム」により審査申請を行ってください。

※名古屋市では、令和8年9月24日から、新たな電子調達システムの運用を開始しました。従来の申請方法とは異なりますので、この手引をよくお読みいただき、お手続きいただきますようお願いします。

2 受付日時・有効期間について

審査申請は、2年に1度の更新に伴う「定期受付」と、定期受付期間後から随時申請を受け付ける「随時受付」があります。それぞれの受付期間及び資格の有効期間については、以下のとおりです。

(1) 定期受付

令和7・8年度競争入札参加資格の定期受付は終了しました。

(2) 随時受付

受付期間	令和8年9月24日～令和9年2月15日 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)(休日等)を除く。)
有効期間	資格認定日～令和9年3月31日
入札参加者登録機能の利用可能時間	午前8時～午後8時

※資格認定日については、「令和8年度資格認定予定表」(P6)をご確認ください。

3 審査申請に当たっての留意事項

(1) 主な変更点

新たな電子調達システムの運用開始に伴い、次の点が変更になります。

◆申請手続のオンライン化

これまでの競争入札参加資格申請は、申請書を郵送するか、窓口に出す必要がありました。
新システムでは、申請手続がすべてオンライン化し、書面による手続がなくなります。

◆申請区分・申請業種の変更

申請区分「資材納入」、「物件の買入／借入」及び「不用品の売払い」は「物品」へ統合されました。

申請区分の変更に併せて、申請業種が一部変更されております。申請区分ごとの業種については、申請業種一覧表をご覧ください。

◆契約等名義人の登録数

契約等名義人を4つの申請区分ごとに登録することでき、1事業者あたり4名まで契約等名義人を登録することができます。

(2) 使用印として使用可能な印鑑

審査申請時に、「使用印」として入札・契約等に使用する印鑑を届け出いただきます。

届け出いただく印鑑は、原則として、代表者(委任を行っている場合は受任者)の印鑑に限ります。それ以外の方の印鑑、所属や用途を示す印鑑、スタンプ印はご利用いただけません。

(使用印の可否の例)

名義	印鑑の文字	使用の可否
株式会社丸八 代表取締役 山田 太郎 (委任なし)	株式会社丸八 代表取締役之印	○(代表取締役を示している)
	山田	○(代表取締役の個人を示している)
	株式会社丸八 契約之印	×(用途を示している)
株式会社丸八 代表取締役 山田 太郎 (支店へ委任) 名古屋支店長 佐藤 次郎	株式会社丸八 代表取締役之印	×(支店長とは別人の肩書を示している)
	株式会社丸八名古屋支店支店長之印	○(支店長を示している)
	佐藤	○(支店長の個人を示している)
	株式会社丸八 名古屋支店印	×(所属を示している)

※いずれの場合も社印の併用は可能ですが、社印のみでの登録は行えません。社印を併用する場合には、社印に加え、上記に示す使用可能な使用印を押してください。

(3) 工事請負を申請される場合について

◆工事請負区分の認定点数について

工事請負区分における認定点数は、申請時に添付された経営事項審査結果通知書に記載の総合評定値（P）を用います。経営事項審査結果通知書は、申請時において最新のものを添付してください。

◆申請業種において許可及び経審を受けるべき建設業の許可の略号が2種類ある場合

いずれか 1 種類受けていればよいものとします。ただし、両方とも許可及び経審を受けている場合は、その経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）を比べて点数の高い方を適用します。

（例）「下水道工事」を申請したい場合、建設業許可の略号のうち「土」または「水」のいずれかの許可及び経審を受けていればよいが、いずれも受けている場合、「土：780 点」「水：800 点」であれば「水」の点数が適用されます。

4 事前準備

審査申請は、インターネットを利用して、電子調達システムにログイン後、入札参加者登録機能により行います。事前に、必要書類の準備、申請に使用するパソコン設定の確認、提出書類の準備をお願いします。

入札参加者登録機能により、申請内容を入力いただき、提出書類の電子データをアップロードして、送信してください。

(1) 必要書類の準備

審査申請は、申請内容に応じて提出書類が必要となります。事前に、必要書類一覧を確認いただき、提出書類をご準備ください。

(2) パソコン設定の確認

申請に使用するパソコンが本市の指定する動作環境を満たすものか確認してください。

動作環境については、電子調達システムのマニュアルページの「動作環境及びブラウザの設定について」をご確認ください。

(3) アカウント登録

審査申請を行うためには、電子調達システムのアカウント登録が必要となります。

◆新たに入札参加資格の認定を受ける事業者

新たに令和 7・8 年度競争入札参加資格の認定を受ける事業者の方は、電子調達システムのアカウント登録機能によりアカウント登録を行ってください。アカウント登録の方法については、電子調達システムのマニュアルページの「システム操作マニュアル」をご確認ください。

アカウント登録は、GビズIDによる登録とID・パスワードによる登録があります。GビズIDによる登録では、審査申請において、印鑑証明書など一部提出書類の提出が不要となり、手続をより簡単に行うことができます。

※GビズIDとは、デジタル庁発行の事業者向けIDです。アカウントを作成することで様々な行政サービスにログインでき、業務上の電子届出や申請に使用できます。

(GビズIDの取得はこちら <https://gbiz-id.go.jp/top/>)

◆既に入札参加資格の認定を受けた事業者

既に令和 7・8 年度競争入札参加資格を受けた事業者の方は、有資格者名簿情報がそのまま引き継がれますので、新たな登録は不要です。ただし、ログインパスワードがリセットされますので、パスワードの再設定を行っていただきますようお願いいたします。パスワードの再設定の方法については、電子調達システムのマニュアルページの「システム操作マニュアル」をご確認ください。

◆代理申請を行う行政書士等

行政書士等が代理申請を行う場合、代理申請者及び委任者はGビズID(プライム)の取得に加え、GビズID上での委任・受任設定の手続が必要です。

(設定方法ははこちら <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)

5 申請手順

審査申請は、電子調達システムの入札参加者登録機能により、申請情報の入力及び提出書類の添付を行い、インターネットを通じて申請を行います。

入札参加者登録機能の操作方法については、「新電子調達システム操作マニュアル」を参照してください。

(1) 新規申請の場合

電子調達システムにログイン後、画面右上の「入札参加者登録等申請」より「新規申請」を選択します。画面の案内に従って、「企業情報」→「申請区分情報」→「申請担当者」の順に入力を行います。

(2) 更新申請の場合

過去に登録があった場合は以前の登録内容を引き継ぐ手続が必要になります。まずは、財政局契約監理課窓口までお問い合わせください。

情報の引継ぎが完了しましたら電子調達システムにログイン後、画面右上の「入札参加者登録等申請」より「更新申請」を選択します。画面の案内に従って、「企業情報」→「申請区分情報」→「申請担当者」の順に入力を行います。(更新申請の場合は以前に登録した内容がすでに入力されている項目がありますので、確認・修正の上操作を進めてください。)

代理申請の場合は、GビズIDで電子調達システムにログイン後、事業者情報管理タブから「登録内容確認」をクリックすると、自社情報の下に委任元会社の情報が表示されますので、「各種申請へ」により代理申請手続を開始できます。

<注意事項>

◆申請で利用できる文字

電子調達システムにおいて利用できる文字は次のとおりです。これ以外の文字は、対応する使用できる文字又はかなで置き換えて入力してください。

- ・ASCII 文字(半角英数記号)

 - JIS X 0201 に規定される次の文字

 - 半角英数字、半角記号、半角スペース

- ・半角カタカナ

 - JIS X 0201 に規定される半角カタカナ

- ・全角文字

 - JIS 規格に規定される次の文字

 - 全角数字、全角英字、全角記号、全角ひらがな、全角カタカナ、JIS 第 1 水準漢字、JIS 第 2 水準漢字

- ・一部の拡張文字

 - 次の文字のうち、本システムが対応するもの

 - NEC 選定 IBM 拡張文字、IBM 拡張文字、ローマ数字等の一部特殊文字

◆電子契約に係るメールアドレス登録

電子契約での契約締結のために事業者の方に送付する署名依頼のメールは、原則、契約等名義人情報にご登録いただいた連絡先メールアドレス宛に送信します。メールアドレスに誤りがないようご登録をお願いします。

(4)提出書類の添付

全ての申請情報を入力後、提出書類を添付します。

入力された申請情報から、必要な提出資料の一覧が表示されます。表示された提出書類ごとにファイルを添付してください。なお、1 ファイルあたりの添付可能な最大サイズは、30MB です。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりです。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Office	xls、xlsx、xlsm、doc、docx、pptx
その他のアプリケーション	pdf、jpg、jpeg、bmp、png、zip

※「使用印鑑届」については、説明欄より様式を印刷し、押印したものをデータ化して添付してください。

(5)申請内容の確認

提出書類の添付後、これまでに入力した内容を確認します。最後に確認済みのチェックボックスが表示されますので、チェック後に送信ボタンを押して申請は完了です。

<申請内容に修正が必要な場合>

申請内容の送信後は、申請内容の修正ができなくなります。

修正が必要な場合は、財政局契約監理課にご連絡ください。財政局契約監理課で、申請内容の修正ができるようにロックを解除後、入札参加者登録機能の「申請状況一覧」をクリックし、「補正入力」により該当部分の補正をしてください。

6 審査結果の確認及び資格の認定

令和8年度資格認定予定表の申請データ送信期限までに、審査申請が完了した申請について、市が審査を行い、対応する資格認定日(予定)に資格の認定を行います。

(令和8年度資格認定予定表)

	申請データ送信期限	資格認定日(予定)
1	令和8年10月15日(木)	令和8年11月1日(日)
2	令和8年11月16日(月)	令和8年12月1日(火)
3	令和8年12月15日(火)	令和9年1月1日(金)
4	令和9年1月15日(金)	令和9年2月1日(月)
5	令和9年2月15日(月)	令和9年3月1日(月)

※令和7・8年度分名簿の随時申請は令和9年2月15日で受付を終了します。

申請及び審査の状況については、入札参加者登録機能の「申請状況一覧」からステータスを確認できます。

(ステータス一覧)

ステータス	説明
入力中	申請内容を保存し、申請内容の送信を行っていない状態
受付中	申請内容の送信を行い、市の審査を受けている状態
補正中※	申請内容に不備があり市から補正を依頼している状態
入力中(補正)	(市からの補正依頼後)申請内容を保存し、申請内容の送信を行っていない状態
受付中(補正)	(市からの補正依頼後)申請内容の送信を行い、市の審査を受けている状態
納税確認中	市が市税の納税情報等を確認している状態
受理	審査が完了した状態

※申請内容に不備があり、本市からの補正を依頼したときは、ステータスが「補正中」となります。

補正内容は、電子調達システムの「お知らせ」から確認してください。

本市の審査が完了すると、ステータスが「受理」になります。審査が完了した申請内容は、電子調達システムの「事業者情報管理」の「登録内容確認」から確認できます。

認定日に電子調達システムの「お知らせ」に認定結果のお知らせが表示されますので、「関連URL」から認定通知書の確認をしてください。

競争入札参加資格審査の結果、認定された内容については、有資格者名簿の閲覧により公表されます。

また、申請内容及び提出書類については、その全部又は一部を公開する場合がありますので、予めご了承ください。

7 ICカードの取得及び利用者登録

電子入札に参加するためには、ICカードの取得及び本市の入札参加資格とICカードの情報との紐付け(利用者登録)が必要になります。

ICカードは、名古屋市との契約において「入札書・契約書に記載する名義」を名義人とするものを取得してください。具体的には、審査申請において、委任がなければ代表者、委任があれば受任者(支店長等)が名義人となります。それぞれの申請区分において、異なる契約等名義人を登録する場合は、契約等名義人ごとにICカードの取得及び利用者登録を行う必要があります。

代表者(委任された支店長等)に変更があった場合や会社名等商号が変更となった場合は、それに対応した新たなICカードを取得し、利用者登録を行う必要があります。

また、有効期限切れによるICカードの更新を行った場合は、更新後のICカードを改めて利用者登録する必要があります。

※電子見積のみ参加する場合は IC カードの取得は必要ありません。

(1)更新申請を行った方

更新申請により資格の認定を受けた場合は、従前の利用者登録の情報を自動で引き継ぎます。既に利用者登録を完了している方は、登録済の IC カードを当該カードの有効期限までご利用いただけます。

(2)新規申請を行った方

「令和7・8年度一般(指名)競争入札参加資格審査の結果について(お知らせ)」が届きましたら、資格の認定日以後に、利用者登録を行ってください。競争入札参加資格を得た方でも、利用者登録が完了していない場合は、電子入札に参加できません。

8 共同企業体(経常建設共同企業体)の申請方法

(1) 申請手続

共同企業体に参加する構成員が資格の認定を受けた後、随時受付として、財政局契約監理課窓口に申請してください。

(2) 提出書類

- ・ 申請書
- ・ 企業体協定書(写)
- ・ 資格審査結果のお知らせ(写)

(3) 注意事項

- ・ 同一種別工事につき、2以上の共同企業体の構成員となることはできません。
- ・ 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3者とし、構成員が中小企業基本法第2条の条件を満たす中小企業者(資本金額、出資総額が3億円以下の会社、従業員数が300人以下の会社及び個人)であること。
- ・ 各構成員が、該当業種に対応する建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
- ・ 構成員の組合せが、同一等級又は最上位となる方の等級と最下位となる方の等級が直近2等級までの範囲内であること。
- ・ 各構成員が、名古屋市内に本店を有していること。

- ・ 経常建設共同企業体の認定を受けると、構成員単体の該当業種の入札参加資格は抹消されます。

9 官公需適格組合の申請方法

(1) 申請手続

まず、財政局契約監理課窓口にお問い合わせください。申請内容の確認後、新規申請又は更新申請の手順に沿って申請を行ってください。

(2) 提出書類

通常の申請書類に加えて、以下のものがが必要です。

- ・ 組合の定款
- ・ 官公需共同受注規約
- ・ 官公需適格組合証明書(写)
- ・ 組合役員名簿
- ・ 組合員名簿

10 変更・追加・取消

資格の認定後、申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続をしてください。事前に、必要書類一覧を確認いただき、提出書類をご準備ください。

なお、建設業許可の更新や経営事項審査の更新については、届出や書類提出は不要です。

(1) 変更申請

◆変更申請が必要な場合

- ・ 代表者・所在地等が変更となった。
- ・ 商号又は名称(本店・支店)が変更となった。
- ・ 使用する印鑑が変更となった。 等

◆申請手続

入札参加者登録機能の「変更申請」から変更内容を入力、送信してください。

※変更申請により、有資格者名簿の内容に限り変更されます。口座登録を行っている場合は別途、各担当課(会計室会計課・上下水道局契約監理課・交通局会計課)に変更を届け出てください。

※ICカードの情報(商号・人名部分)の変更があった場合は、変更後の内容で新たなICカードを取得し、登録してください。

(2) 追加申請

◆追加申請が必要な場合

- ・ 新たな申請区分・申請業種の資格を取得したい。
- ・ 認定時の点数が0点の業種について、建設業許可及び経営事項審査を受けた。(工事請負契約に限る。)
- ・ 建設業許可・経営事項審査の失効を届け出た後、再び建設業許可及び経営事項審査を受けた。(工事請負契約に限る。)

◆申請手続

入札参加者登録機能の「追加申請」から追加内容を入力、送信してください。

※令和7・8年度の期間内に該当業種について点数を付与した認定を受けたことがある場合にはその点数に戻し、それ以外の場合は添付のあった経営事項審査結果通知書により点数を付与して再登録します。点数付与の修正日は、随時申請受付の日程に準じます。(原則各月15日の締切日までに届出をされたものについて、翌月1日に点数の修正登録を行います。)

(3) 取消申請

◆取消申請が必要な場合

- ・ 資格の認定を受けている業種について、建設業許可を失った。
- ・ 競争入札参加資格の認定を受けている業種について、有効な経営事項審査を失った。
- ・ 有資格者名簿の登録を抹消する。

◆申請手続

入札参加者登録機能の「取消申請」から内容を入力の上、送信してください。

(4) 合併、事業譲渡、会社分割があった場合

まずは、財政局契約監理課窓口までお問い合わせください。

登記上の法人格を引き継いだ合併等の場合は変更届を、別法人となった場合は新規申請を行ってください。

なお、法人格を引き継いだ場合は、会社法に定める合併、事業譲渡、会社分割により事業規模等に変化が生じた業種に限り、既に認定された申請業種について再審査を受けることができます。再審査を行わない場合は、従来の認定のままとなります。

11 申請後における事故等の届出について

審査申請後、次の事実が発生したときは、直ちに書面により関係局へ届け出てください。

- ・ 名古屋市指名停止要綱別表第 1 又は別表第 2 に該当する事実が発生した場合
- ・ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた場合

(この場合、更生手続/再生手続開始の決定後に、電子調達システムから、必要書類を添えて再度の資格審査を申請していただきます。詳しくは財政局契約監理課までお問い合わせください。)

12 その他

◆競争入札参加資格を有するとされた事業者の方が、「競争入札参加者の資格に関する公示」に定める「競争入札に参加することができない者」に該当することとなったときは、その資格が取り消されることがあります。

◆その業務に関し不正又は不誠実な行為を行うなど「名古屋市指名停止要綱」に定める措置要件のいずれかに該当することとなったときは、競争入札において指名されないなどの取扱い(指名停止)を受けることがあります。

◆役員や支店長に暴力団員がいる場合など「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に定める措置要件のいずれかに該当することとなったときには、入札に参加できないなどの取扱い(排除措置)を受けることがあります。

◆本市の競争入札に参加するにあたっては本市の契約規定を遵守いただきますようお願いいたします。

◆行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

13 お問い合わせ先

<システム操作に関するお問い合わせはこちら>

◆名古屋市電子調達システムヘルプデスク

TEL:0570-783-105(ナビダイヤル)

E-mail : ngychotatsu-help@t-elbs.jp

受付時間:平日 8:45~17:30 (12:00~13:00 除く)

<申請内容及び制度に関する問い合わせはこちら>

◆名古屋市役所 財政局契約部契約監理課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-2321

FAX:052-972-4121

E-mail : a2321@zaisei.city.nagoya.lg.jp

受付時間:平日 8:45~17:30 (12:00~13:00 除く)